

浜中町 第3期子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版



子どもが 親が 地域が育つまちづくり

浜中町

令和7年3月

計画策定にあたって

この計画は、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化などに対応し、子ども・子育て支援の充実などを総合的・計画的に推進するため策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」に定める市町村計画であり、「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定しています。また「浜中町新しいまちづくり総合計画」、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

計画の期間

この計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

基本理念

すべての子どもたちが健やかに元気に成長できるよう、家庭や地域、学校、認定こども園などで、新しい子育て支援社会を構築するという願いを込めて以下の基本理念を定めました。

子どもが 親が 地域が育つ まちづくり

基本目標

1 すべての家庭の子育てを支援する環境づくり

多様なニーズに応え、子育ての不安感や負担の軽減に向けた子育て支援サービスの充実に努めます。児童虐待の防止、ひとり親家庭、障がい児や家族への支援など各種サービスを進めます。

2 子育てをまち全体で支える環境づくり

子どもや親を取り巻く生活環境の整備、交通安全、防犯に取り組みます。教育の充実とともに、家庭や学校、地域社会の連携の下、子どもの健全育成を推進します。

3 母と子の健康を支える環境づくり

母子保健事業、相談体制の充実などにより、子どもを慈しみ育てる環境づくりを進めます。乳幼児から思春期までの食育や、子どもたちを対象とした保健事業の充実に努めます。

施策の体系

基本目標に沿って、各種取組の総合的な展開を図ります。

基本理念

子どもが 親が 地域が育つ まちづくり

基本目標1 すべての家庭の子育てを支援する環境づくり

(1)地域における子育て支援

- ① 保育サービスの充実
- ② 地域における子育て支援サービスの充実
- ③ 児童の健全育成

(2)要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実



基本目標2 子育てをまち全体で支える環境づくり

(1)子育てしやすい生活環境の整備・子ども等の安全確保

- ① 良好な住環境の整備
- ② 安全な交通環境の整備
- ③ 安心して外出できる環境の整備
- ④ 子どもを取り巻く安全の確保

(2)子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり

- ① 子どもの生きる力・次世代の親の育成
- ② 家庭や地域の教育力の向上

(3)仕事と子育ての両立の推進

- ① 仕事と子育ての調和の促進



基本目標3 母と子の健康を支える環境づくり

(1)妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 思春期の成長支援
- ③ 食育の推進
- ④ 小児医療の体制



子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度による教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を実施します。

保育の量の見込みと確保策(単位:人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	3号(0歳)	2	2	2	2	2
	3号(1歳)	12	13	12	11	11
	3号(2歳)	13	13	13	13	12
	2号(3～5歳)	59	51	46	48	48
確保策	町内保育所	111	111	111	111	111
	3号(0歳)	5	5	5	5	5
	3号(1歳)	13	13	13	13	13
	3号(2歳)	13	13	13	13	13
	2号(3～5歳)★	80	80	80	80	80
	町内認定こども園	0	0	0	0	0
	小規模保育	0	0	0	0	0
	家庭的保育	0	0	0	0	0
	町外保育所	0	0	0	0	0

教育の量の見込みと確保策(単位:人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1号(3～5歳)	2	2	2	2	2
	2号(3～5歳)(教育ニーズ)	0	0	0	0	0
確保策	特定教育・保育施設 ☆	4	4	4	4	4
	1号(3～5歳)	4	4	4	4	4
	2号(3～5歳)	0	0	0	0	0
	町外幼稚園	0	0	0	0	0

2号認定のお子さんは保育所に入所可能です。幼稚園は実施せず、他連携機関に関する情報提供を行います。
表中☆の()の確保「(1)保育」の町内保育所2号(3～5歳)★にて2号(3～5歳)のみ受け入れます。

地域子ども・子育て支援事業

本町では以下の地域子ども・子育て支援事業を実施します。

利用者支援事業	妊娠期から出産、子育て期までの相談対応や情報提供、助言等を行います。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる親子の交流の場の提供、育児相談、情報提供等を行います。
妊産婦健康診査	妊産婦の健康状態の把握や保健指導、妊娠期間中に必要に応じた検査を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、情報提供や環境の把握等を行います。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、適切な指導・助言等を行います。
一時預かり事業	保育が一時的に困難となった乳幼児を、保育所で一時的に預かります。
延長保育事業	保育所利用者を対象に、通常の保育時間を越えた保育を行います。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭で育成できない小学生に遊びや生活の場を提供します。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安を抱えた子育て家庭等を訪問支援員が訪問し支援を行います。
産後ケア事業	妊娠・出産、子育てに関する悩みに対して専門職等が傾聴し、支援を行います。
子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難となった児童について、短期養育を行います。

浜中町 第3期子ども・子育て支援事業計画【概要版】 令和7年3月
発行:浜中町役場健康福祉課 0153-62-2207 編集 浜中町子ども・子育て会議